

東京地方最低賃金審議会の意見に関する公示

東京労働局一般公示第207号

令和7年8月7日東京地方最低賃金審議会から東京都最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第11条第1項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、東京都の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第11条第2項の規定に基づき令和7年8月22日までに東京労働局長あて（東京都千代田区九段南1丁目2番1号 九段第3合同庁舎）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和7年8月7日

東京労働局長 増田 嗣郎

記

東京都最低賃金の改正決定に係る東京地方最低賃金審議会の意見の要旨

東京都最低賃金を次のように定めること。

- 1 適用する地域
東京都の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間1,226円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり